職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。

検定職種	指定試験機関			
	名称	主たる事務所の所在地	試験業務の範囲	指定の日
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
眼鏡作製	（略）	東京都中央区日本橋兜町十九番八号	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。

検定職種	指定試験機関			
	名称	主たる事務所の所在地	試験業務の範囲	指定の日
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
眼鏡作製	（略）	大阪府大阪市淀川区宮原一丁目二番六号	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。